

[テーマ]基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ

(a) 要約

理事長は、建学の精神および教育の目的の目指すところを常に説き、建学の精神および教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与している。また、理事長は、学校法人の運営全般について、日常から適切なリーダーシップを発揮している。

理事長が、「学校法人近畿大学寄附行為」（提出資料 20）に基づき招集する理事会・評議員会では、学校法人近畿大学の運営に関する活発な議論や提言がなされている。

本学の運営に対しても、学長、事務長などと常に意見を交換して連携を密にし、重要案件については理事会に諮り審議・決定している。また、学長、事務長の意見を参考にしつつ、本学運営の方向性を決定している。

(b) 改善計画

理事長が招集する理事会・評議員会では、経営課題や大学教育に対する提言や議論が行われている。今後も理事長のリーダーシップのもとに、理事会・評議員会における議論が一層活性化するように努める。

[区分]基準Ⅳ－A－1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

(a) 現状

理事長は、「学校法人近畿大学寄附行為」（提出資料 20）第 14 条および第 21 条の規定に基づいて法人の最高意思決定機関である理事会および評議員会を招集し、議長を務め、学校法人の重要事項に関する議事を円滑に進めている。

理事長は、毎会計年度終了後 2 か月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算および事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。理事会の議決を経た財務・事業報告（財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、事業報告書、監査報告書）は、「私立学校法」に基づき、近畿大学ホームページに掲載し、情報公開している（備付資料 26）。

理事会は、「学校法人近畿大学寄附行為」第 14 条により、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事の選任は、「私立学校法」および「学校法人近畿大学寄附行為」に基づいており、不適格者はいない。

第三者評価については、平成 4（1992）年度から近畿大学自己点検評価委員会を組織し、すべての学部・研究科などを横断的に自己点検・評価している。

(b) 課題

理事長は、リーダーシップを発揮しながら「学校法人近畿大学寄附行為」に基づいて学校法人の意思決定機関である理事会を開催し、適切に運営しているので、問題はない。